

農業環境規範



～農作業を自己点検しましょう～

農業環境規範とは

- 近年、環境問題に対する国民の関心が高まってきています。
- このような中、「新たな食料・農業・農村基本計画」において、農業生産活動についても、環境保全を重視したものとすることとし、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範が策定されました。

点検シートにより、自らの農作業を点検しましょう。

- 国の各種助成金等※を受けようとする皆さんには、点検シートにより農作業の内容を自己点検し、環境と調和した農作業に努める必要があります。

農業者の方の点検方法

- ▽別紙の点検シート（『作物の生産 様式1』と『家畜の飼養・生産 様式2』の2種類があります）を活用して過去1年間の取組状況を自己点検します。
(今回は、20年度の農作業の内容について点検します)
- ▽点検は、農業経営全体の状況について行います。
(作目ごとに点検する必要はありません)

点検シートの保存方法

- ▽点検した点検シートについては、関係機関からの求めに応じて写しを提出できるよう、次回点検時（1年間）までに自ら保存しておく必要があります。

※21年度の強い農業づくり交付金及び水田経営所得安定対策に取り組む場合は、「点検シートの提出」が必要です。

●香川県水田農業振興協議会

香川県農協中央会 (電話: 087-825-2503)
香川県農業生産流通課 (電話: 087-832-3418)

●香川県農業経営課 (電話: 087-832-3411)

このパンフレットの
内容については、

または、近くの地域水田農業推進協議会（JA、市町）にお問い合わせ下さい。

記入例

作物の生産を行う農業者は【様式1】を、家畜の飼養・生産を行う農業者は【様式2】を、両方に該当する農業者は【様式1】及び【様式2】を、点検してください。

(耕種農家用) ※畜産農家であっても、耕種部門がある場合には点検して下さい

【様式1】

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート

作物の生産

【点検日】平成 21 年 ○ 月 △ 日

【住所】香川県高松市○一△

【点検者名】 香川 太郎



点検の方法

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の取組状況を点検します。(今回は、20年度について点検します)
② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要)
③ 点検は、農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄に「」印を付けます。
④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、
⑤ 点検した点検シートと、7の項目で保存した記録については、関係機関からの求め
時まで(1年間)、自ら保存しておく必要があります。
⑥ 点検シートの記載内容については、目的以外の使途には利用しませんが、関係する事務の必要な範囲内で関係機関・関係団体が
確認することがありますので、御了承ください。

【チェック欄】

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の有機物の利用は、循環型社会の形成に資するなどによる土づくりを励行しました。

取組みができていればチェック欄に「」印か「○印」を付けます。



2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、県等の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。



3 効果的・効率的に適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。



4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物についても利用及び適正な処理に努めました。



5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費がないよう努めました。



6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産活動の実行に必要な情報の収集には、印を付けず、記入欄にその理由や改善予定などを記入します。



7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、記入欄に「」印を付けて記入して下さい。

記入欄(該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、その項目ごとにその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入してください)

肥料・農薬の使用状況については、21年度から記録する予定。

(耕種農家用) ※畜産農家であっても、耕種部門がある場合には点検して下さい

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート

作物の生産

【点検日】 年 月 日

【住所】

【点検者名】 印

点検の方法

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の取組状況を点検します。(今回は、20年度について点検します)
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付けます。
- ④ 調査がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 点検した点検シートと、7の項目で保存した記録については、関係機関からの求めに応じて写しを提出できるよう、次回の点検時まで(1年間)、自ら保存しておく必要があります。
- ⑥ 点検シートの記載内容については、目的以外の使途には利用しませんが、関係する事務の必要な範囲内で関係機関・関係団体が確認することがありますので、御了承ください。

チェック欄

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、県等の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物についても利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費がないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存しました。

記入欄(該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、その項目ごとにその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入してください)

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート

家畜の飼養・生産

【点検日】 年 月 日

【住所】

【点検者名】 印

点検の方法

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の取組状況を点検します。(今回は、20年度について点検します)
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付けます。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 点検した点検シートについては、関係機関からの求めに応じて写しを提出できるよう、次回の点検時まで(1年間)、自ら保存しておく必要があります。
- ⑥ 点検シートの記載内容については、目的以外の使途には利用しませんが、関係する事務の必要な範囲内で関係機関・関係団体が確認することがありますので、御了承ください。

チェック欄

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守しました。

2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭及び害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行しました。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物の堆肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努めました。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努めました。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努めました。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応しました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るために、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

記入欄(該当がない項目又は実行できなかった項目がある場合には、その項目ごとにその理由、当該項目に係る改善の予定などを記入してください)